

51—05 P U D T

無効審判の権限者、当事者、参加人

1. 無効審判の権限者

権利を無効にするか否かの決定は、行政権の行使であり、審判官の合議体が行う審判によってのみすることができる（特 § 136、実 § 41、平23附 § 19②旧実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

すなわち、設定の登録がされた権利は、権利無効の審決が確定しない限り有効なものとして存在する。

2. 当事者

無効審判における当事者としては、請求人、被請求人がある。

なお、当事者の確定、手続をする能力の有無については職権調査事項であるから、当事者の不確定等について被請求人が指摘した場合に、職権調査で十分審理できるときは、当事者尋問等の証拠調べをする必要はない。

(1) 請求人について

ア 無効審判の請求の手続をする者は、手続をする能力（権利能力）を認められた者でなければならない（→22—01）。

イ 自然人、法人、法人でない社団又は財団であって代表者又は管理人の定めのあるもの（特 § 6①三、実 § 2の4、意 § 68②、商 § 77②）は、無効審判を請求することができる。

ウ 同一の権利について請求人が二人以上あるときは、これらの者は、共同して審判を請求することができる（特 § 132①、実 § 41、平23附 § 19②実 § 41、意 § 52、商 § 56、§ 68④）（→22—03）。

エ 無効審判の請求人適格は、以下のとおり。

(ア) 平成27年4月1日以降の請求

特許、商標登録無効審判は、利害関係人に限り請求することができる（特 § 123②、商 § 46②）（→31）。

特許の権利帰属に係る無効理由（共同出願要件違反（特 § 123①二、特 § 38）及び冒認（特 § 123①六））について無効審判を請求するときは、特許を受ける権利を有する者に限り請求することができる。

実用新案、意匠登録無効審判は、権利帰属に係る無効理由以外の無効理由について請求するときは、何人も請求することができる（実 § 37②、平23附 § 19②実 § 37②、意 § 48②）。権利帰属に係る無効理由（共同出願要件違反（実 § 37①、実 § 11①→特 § 38、意 § 48①、意 § 15①→特 § 38）及び冒認（実 § 37①五、意 § 48①三））について無効審判を請求するときは、利害関係人に限り請求することができる（実 § 37②ただし書、意 § 48②ただし書）。ただし、平成24年4月1日以降の出願に係る実用新案・意匠登録については、登録を受ける権利を有する者に限り無効審判を請求することができる（実 § 37②ただし書、意 § 48②ただし書）。

(イ) 平成27年3月31日以前の請求（特 § 123②、実 § 37②、平23附 § 19②旧実 § 37②、意 § 48②、なお、商標には適用されないため、利害関係人に限られる）。

a 権利帰属に係る無効理由以外の無効理由

権利帰属に係る無効理由以外の無効理由について無効審判を請求するときは、何人も請求することができる。

b 権利帰属に係る無効理由

権利帰属に係る無効理由について無効審判を請求するときは、利害関係人に限り請求することができる。

ただし、平成24年4月1日以降の出願に係る特許については、特許を受ける権利を有する者に限り無効審判を請求することができる（平23附 § 2⑨）。

オ 請求人に関し、留意すべき点は、以下のとおりである。

(ア) 非実在者による無効審判請求

実在しない者の名前（匿名）での無効審判の請求は、無効審判の当事者たる無効審判請求人が存在しないので当事者が確定できず、請求行為が成立していない。かかる無効審判請求は、不適法なものであってその補正ができないものとして審決をもって却下する（特 § 135、実 § 41、平23附 § 19②旧実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

(イ) 氏名冒用の無効審判請求

実在する者の名前を無断で使用して無効審判を請求したり、あるいは名前の使用を許諾したものの実際には手続をする意思がない者の名前で無効審判を請求したりするなどの氏名冒用行為は、被冒用者本人（表示上の無効審判請求人）の意思に基づかない審判請求であるので、本人の審判請求行為としては成立しておらず、かつ、冒用者の行為は無権代理であって被冒用者に効果帰属する余地がないから、やはり不適法な審判請求として審決をもって却下する（民事訴訟法における氏名冒用訴訟も、同様に取り扱いされる）。

氏名冒用による無効審判請求であることが特許庁と請求人との間のやり取りや口頭審理の手続等を通じて判明したときは、審判長は、被冒用者（表示上の請求人）が冒用者のそれまでの手続を追認して手続を継続する意思があるか確認する。代理権がない者がした手続の追認は、手続をする能力のある被冒用者本人（又は法定代理人）のみが追認することができる。追認する意思があるときは、手続の追認を認め（特 § 16②、実 § 2の5②、意 § 68②、商 § 77）、その後の審判手続は被冒用者本人を請求人として進める。被冒用者にその意思がないときは、当該無効審判請求は不適法なものであってその補正ができないものとして審決をもって却下する（特 § 135、実 § 41、平23附 § 19②旧実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）。

不備の看過により審判請求が却下されずに審理後の審決に至ったときでも、不適法な手続によって自己の有する特許について無効審決を受けた特許権者は、審決取消訴訟によって無効審決の取消しを求めることができる（特 § 178、実 § 47、平23附 § 19②旧実 § 47、意 § 59、商 § 63）。さらに、

無効審決が確定した後においても、特許権者は審決の取消しに利益を持つから、無効審決の取消しを求めて再審を請求することもできる（特§171②→民訴法§338①三の類推適用）。

したがって、氏名冒用による無効審判請求をしても、結局のところ特許無効の効果を得ることはできない（なお、氏名冒用者の行為は、刑事上の観点からも有印私文書偽造・同行使等の違法行為となり得る）。

(ウ) 報酬に基づく代理行為

もともと手続遂行の意思を明確に有する者が、無効審判請求を欲する第三者からの委任を受けて自己の名において無効審判請求をするときは、氏名冒用とはいえないから、無効審判請求を審決をもって却下することはない。しかし、弁理士・弁護士のような職業代理人でない者が、金銭ほかの何らかの報酬を得て他人のために審判請求をするときは、その行為が弁理士法・弁護士法違反の問題を生じる可能性があるので注意する必要がある（弁理§75、弁護§72）。

(2) 被請求人

ア 被請求人は、権利者である。

(ア) 権利が共有されているものであるときは、共有者の全員が被請求人である（特§132②、実§41、平23附§19②旧実§41、意§52、商§56、§68④）（→22—03）。

共有者の全員を被請求人として請求していないときは、原則として、審決をもって却下する。

a 共有者の全部又は一部が在外者であって、特許管理人を選任していないときの手続（→23—10）

b 共有者の一人の死亡中断は、他の共有者全員に効力を生じる（→26—01～04）。

(イ) 信託法により信託財産に属する権利の信託の登録がされているときは、被請求人は受託者である。

なお、権利消滅後に無効審判を請求するとき（特§123③、実§37③、平23附§19②旧実§37③、意§48③、商§46②、§68④）の被請求人は、

消滅時の権利者である。このときにおいて、被請求人の現在の住所等が登録原簿のそれと相違するときの扱い（→22—04）。

イ 被請求人の表示を誤ったときにこれを補正することは、特 § 131②、実 § 41、平23附 § 19②旧実 § 41、意 § 52、商 § 56の請求書の要旨変更にあらず、これによって不備が解消されることがある（→22—01の9. (3)）。

3. 参加人（→57—00）

(1) 共同審判請求人としての参加（当事者参加）

共同審判請求人になることができる者は、審理の終結までは請求人として参加することができる（特 § 148①、実 § 41、平23附 § 19②旧実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）から、無効審判の審理途中で共同審判請求人として参加することも可能である。

共同審判請求人としての参加人の手続をする能力や請求人適格は、請求人と同様である。したがって、権利帰属に係る無効理由以外の無効理由のときは利害関係人は共同審判請求人になることができる。これに対し、権利帰属に係る無効理由の場合は特許等を受ける権利を有する者に限られる。

共同審判請求人としての参加の申請（特 § 149①、実 § 41、平23附 § 19②旧実 § 41、意 § 52、商 § 56①、§ 68④）を認めるか否かの審理に当たっては、当事者の意見を聴いたうえで、特許等を受ける権利の有無について判断する。

共同参加人は「請求人として」の参加人であるから、審判請求当初から共同審判請求人であったごとく当初の請求人と同様の手続ができるのが原則である。しかし、当初の請求人が提出した審判請求書における当初の請求の理由の要旨を変更する新たな無効理由を、後に参加した共同参加人が提示することは認められない。請求の理由の要旨を変更する新たな無効理由の提示をすることができるのは、権利者の同意などの所定の条件が整って審判長が許可した場合のみである（特 § 131の2）。このように扱わないと、無効審判の請求の理由の補正の制限の趣旨に反することになる。

(2) 補助参加

審判の結果について利害関係を有する者は、審理終結まで、当事者の一方を補助するため無効審判に参加（補助参加）することができる（特 § 148③、実 § 41、平23附 § 19②実 § 41、意 § 52、商 § 56①、 § 68④）。

請求人の側に参加したい者は、(1) の共同参加人の規定に基づき共同審判請求人になることができるから、補助参加の規定が実際に意味を持つのは、権利者側に参加したいときである。

また、権利者側の補助参加について利害関係を要求しているのは、権利者が処分権を有する私権である権利の帰趨について、関与できる者を限定することが適切であるためである。

補助参加の申請を認めるか否かの審理に当たっては、審判長が当事者の意見を聴いたうえで、利害関係の要件を満たすかどうか判断する。

(改訂H27.2)